

いわてけん とおのし かつせいか けいかく
岩手県遠野市活性化計画

いわ て けん とおの し
岩手県 遠野市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	岩手県遠野市活性化計画
都道府県名	岩手県
市町村名	遠野市
地区名(※1)	岩手県遠野市
計画期間(※2)	平成23年度～平成25年度

目 標 : (※3)

沿岸方面との交流の玄関口になる市の東側に、年間を通じて地域農産物が提供可能な産直施設を新設し、地域農産物の売上の拡大及び交流人口の増加を図る。なお、整備に当たっては、農産物の直接的な販売の他、四季折々の地元農産物を使った食事スペースと、地区内の酪農家が生産する生乳を使用した加工品の製造・販売を行う加工施設も併設することにより、6次産業化の推進にも取り組む。

また、農業者が広く参画しやすい受け皿作りを積極的に進め、小規模農家の生産意欲や所得の向上、農地の有効活用や遊休農地の解消、生乳の利用拡大による酪農家への魅力増進、地産地消の推進など地域農業の活性化にも取り組む。

その他、産直利用者や産直組合員が利用可能な体験農園を新たに設け、産直と農園の融合化による新たな魅力創出にも取り組む。

【活性化目標】

①販売額の増加: 少量多品目な品揃えによる通年販売や、飲食の提供及び乳製品加工施設の整備により、平成20～22年の販売累計額974,000千円を平成23～25年で1,009,000千円に増加させることを目標とする。

②交流人口の増加: 販売額の増加に合わせ、魅力ある売り場作りや、地域農産物を使用した加工商品の販売や、季節ごとのイベント展開により、平成20～22年の利用者3,178,000人を平成23～25年で3,250,000人に増加させることを目標とする。

【事業内容】

①交流施設の整備: 農産物直売所及び地元産農産物飲食店

②交流施設充実のための施設整備: 農産物加工施設

目標設定の考え方

地区の概要:

遠野市は、東西、南北とも約38km、総面積825.62km²を有し、隆起準平原といわれる北上高地の中央に位置する。標高1,917mの早池峰山を最高峰に、標高300m～700mの高原群が周囲を取り囲み、市域の中央に遠野盆地があり、中心市街地が形成されている。内陸と沿岸を結ぶ交通、産業の要所に当たり、土地の多くは山林となっており、田畑は8.7%、宅地は1.0%となっている。冷涼な気候と豊かな自然環境を活かした農林業を基幹産業とし、米を中心に、野菜、ホップや葉タバコなどの作物、畜産が複合経営されている。

このような当市では、人口減少が深刻な課題となっており、国勢調査による市内人口は、平成17年の31,402人に対し、平成22年は29,338人と-6.6%の減少となっている。同じく高齢化率も年々上昇しており、住民基本台帳による高齢化率は、平成23年2月末で33.4%となっており、高齢化も大きな課題となっている。

現状と課題

当市では、通年型の産直施設を4箇所所有しているが、立地場所が市の西側に集中しており、沿岸方面との交流の玄関口である東側に通年型の産直施設が無い。

現在、東側には、ビニールハウス製の簡易施設で、主に夏場を中心に農産物の販売を行っている産直施設があり、ビニールハウスというハンディを克服するため、取扱い商品や販売方法の工夫に加え、イベント企画等も行い、近隣の沿岸市町村や隣接する国道283号通行者の利用者を獲得し、知名度と売上げの向上を図っているところである。

しかし、ビニールハウス製の売り場は、商品陳列や商品の鮮度・品質保持に限界があり、特にこの夏の猛暑で、劣化商品の続発から思うような販売が行えず、組合員の販売・生産意欲の低下が心配されているところである。

また、開業4年目に入り、固定客も増加し新たな取扱い商品や飲食スペースの設置要望等が寄せられているものの、それらに対応出来ない状況にある。組合では、将来的な飲食スペースや乳製品加工場の開業を目指し、体制作りや技術研修に取り組む、新たな施設整備を切望しているところであるが、整備財源の面において課題となっている。

以上のことから、組合員が意欲をもって生産及び販売に臨める環境と、新たな挑戦を望む組合の意欲を發揮できる環境づくりが急務となっている。

今後の展開方向等(※4)

生産者が意欲的に販売に臨める環境を作り出すため、これまでのビニールハウスによる産直経営を踏まえながら、組合員や地元有識者の意見も交えた整備計画を策定し、年間を通して利用可能な農産物直売加工施設を、当市の東側の拠点産直施設として整備を行う。

直売施設の魅力を高めるため、これまで以上に旬の農産物の供給に努める他、地区内の若手女性グループによる農産物を多様に取り入れた飲食提供スペースを新たに設ける。また、組合員の酪農家が生産する生乳に、地元農産物等を加えた乳製品の加工所及び直売施設を設けることで、これまでに無い魅力も生み出していく。その他、産直利用者や組合が利用できる体験農園の整備を行い、収穫体験や栽培体験などの企画にも取り組む。

また、施設づくりや運営にあたっては、将来を担う子どもたちが、自ら望んで立ち寄り、生き生きと過ごせるような「子ども夢産直」という視点も加えることで、子どもから大人までが楽しく過ごせる空間作りにも取り組む。

これらにより、これまでの利用者に加え、飲食や乳製品を目当てとする新たな客層の囲い込みも行き、販売額と交流人口の増加に取り組む。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
遠野市	岩手県遠野市	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	遠野市	有	イ	
遠野市	岩手県遠野市	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	遠野市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
遠野市	岩手県遠野市	創意工夫発揮事業	遠野市	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
遠野市	岩手県遠野市	過疎対策事業債	遠野市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

岩手県遠野市(岩手県遠野市)	区域面積(※2)	82,378ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域面積82,378haのうち、農林地面積は75,570ha(岩手県林業動向年報及び遠野市市勢要覧)で約91%を占め、また、世帯数10,014戸(国勢調査:平成17年)のうち農家戸数が4,244戸(遠野市農業委員会:農家台帳H22.11現在)で約42.4%が農業従事者であり、農業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(国勢調査H17→H22で6.6%減)、高齢化率(65歳以上の人口比率)の進行(住民基本台帳H23.2 33.4%)による農業者の高齢化傾向から見て、地区内の活性化のために交流を進めることが重要な地域である。		
③法第3条第3号関係: 遠野市は非線引き都市計画であり、市街化区域の指定はない。 本事業を通じて、小規模農家の生産意欲や所得の向上につながる新たな機会を提供するため、用途地域内の住居専用地域及び住居地域にある農家の居住地一帯を活性化区域に含む。なお、その他の用途地域については、活性化区域に含まない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
遠野市上郷町平倉36地割	11-4	田	雑種地	968m ²	使用貸借	小向利伸	遠野市上郷町平倉35-26	-	-	-	口	-	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該当なし			
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成24年4月

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">該当なし</div>	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は農産物直売加工施設の整備により、農家や酪農家の生産意欲の向上と地産地消の推進による地域活性化を図り、直売所の販売額の増加と施設利用者の増加による交流人口の拡大を目標としている。

販売額及び交流人口の増加の達成状況については、平成24年度・25年度の地域産物等の販売額を基に遠野市が評価を行う他、遠野商工会による経営指導を含めた外部評価も取り入れる。

なお、評価に係る販売額については、市内産直施設の販売額の決算額の和をもって評価を行う他、交流人口については、地区内の交流も含めた、市内産直施設のレジ通過客数の総数と、市内観光施設の入込者数及び宿泊者数の総数の和を用いる。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。